

仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例に基づく 分譲マンション届出制度説明会開催のご案内



今後の高経年マンションの増加に伴う課題に適切に対応するため、令和8年3月に「仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」を公布し、市内全てのマンションの届出が義務となります。



10月の届出制度開始に合わせ、以下のとおり説明会を開催します。
是非お誘い合わせのうえお越しください。 ▲市ホームページ
(説明会開催後、資料・説明動画を掲載予定)

開催概要

日時	開催場所	住所 ※裏面に案内図掲載	定員
6月20日(土) 13:30-15:00	仙台市役所二日町第5仮庁舎 (オンワード樫山仙台ビル)10階 ホール	仙台市青葉区 二日町12-34	120名
6月24日(水) 18:30-20:00	仙台市生涯学習支援センター (パルシティ仙台内)5階 第1セミナー室	仙台市宮城野区 榴岡4丁目1-8	70名

- ※ 各回、開始30分前から受付いたします
- ※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください
- ※ お住まいの区に限らず、どの会場でもお申込みが可能です

説明内容(予定)

- ◎ 届出制度開始の背景と概要
- ◎ 新築マンションの届出等について
- ◎ 既存マンションの届出等について
- ◎ 各種支援制度について



お申し込み 【受付期間】 令和8年5月20日(水) 10:00 ~
各会場ごとの開催日の前日17:00まで

開催日前日まで、仙台市ホームページまたは右側の二次元コードから専用フォームにてお申込みください。下記URLからもお申し込みいただけます。
※定員に達し次第、申込受付を終了します。



【URL】 <https://logoform.jp/f/4HrsS>

《届出制度の概要》 ※詳細は、本チラシ右上の仙台市ホームページをご覧ください

	新築マンション(分譲事業者の役割)	既存マンション(管理組合の役割)
対象	● 令和8年10月31日以降に分譲を行うマンション	● 全ての分譲マンション
内容	● マンション概要や、管理規約・長期修繕計画の案	● マンション概要や、管理規約や長期修繕計画の状況
時期等	● 分譲を開始する30日前までに届出願います ● 購入予定者に対し、届出した事項を示し、説明を行ってください	● 内容を総会で決議のうえ、マンションが所在する区に応じ、以下の年度を基準に、3年ごとに届出願います 【青葉区・泉区】令和8年度 【その他の区】令和9年度

【問合せ先】 仙台市都市整備局住宅政策課 TEL:022-214-8306





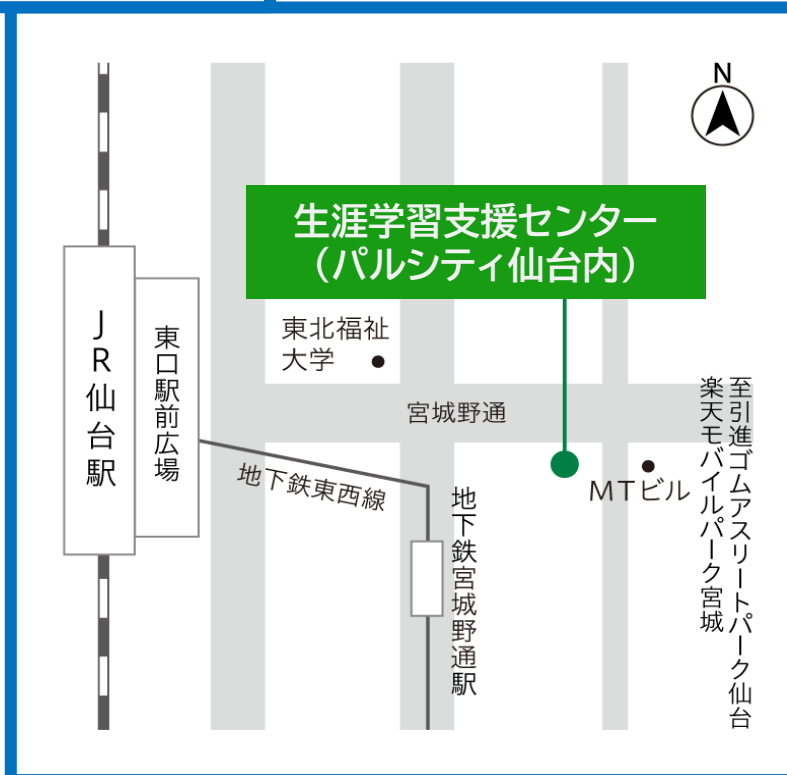
仙台市 分譲マンション届出制度説明会 会場案内図

6/20(土)会場



- ▲ 地下鉄南北線：勾当台駅 又は 北四番丁駅から徒歩約5分
- バス：県庁市役所前下車、徒歩約5分

6/24(水)会場



- ▲ JR仙台駅東口から徒歩約5分

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください